

【協議問題】

- 1 倒産手続に関与する弁護士と裁判所職員とで構成される研修準備会を立ち上げ、定期的に勉強会を開いて情報交換、弁護士に対する情報提供等を行うとともに、年1回程度、弁護士会において「倒産手続に関する研修」を実施し、裁判所からは（例えば）「近時の倒産事件の処理状況」をテーマとして、弁護士からはその時々で案件処理に関して問題となりそうなテーマを取り上げ、講演を行ってはどうか。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

破産事件の適正な処理にあたっては、まず、申立代理人において①申立代理人による迅速な申立て、②事件の類型（同時廃止事件なのか、管財事件なのか等を含む）の見極め、③迅速かつ適切な処理を要する場合の事前相談の実施、④申立書式の活用等が必要となり、次に、破産管財人において⑤迅速な管財業務への着手、⑥破産法の正確な理解、⑦定型的な処理と、そうでない処理の見極め、⑧事件終結までのスケジュールリング等が必要となり、様々な知見やノウハウを要することになる。

これらを短時間で習得するための特効薬は存在しないと思われるが、倒産手続に関与する弁護士と裁判所職員とで定期的に勉強会を実施し、情報交換する体制を整えれば、その時々が発生する問題に関する双方の認識を明確にすることができ、迅速に対応することが可能になる。そして、勉強会において情報交換した内容が一般的な事件処理に関するものであれば、弁護士会の会員に対して情報提供することにより、弁護士業務の倒産手続に関する品質を確保することにつながる。

また、せっかく勉強会を実施するのであれば、それを還元する一つの方法として、裁判所から講師派遣を受け弁護士会で研修を実施することが有益であると思われる。

### 【協議問題】

- 2 ノウハウの共有化をはかる趣旨で、定期的に、テーマを設け、管財人名簿に登録している弁護士、裁判所が参加して、各管財人の事件処理の方法や、具体的事件処理を通じて得た知見等について情報を共有する、経験交流会のような場を設けてはどうか。（弁護士会提出）

### 【出題趣旨】

近時、破産事件の件数が激減していること、他方において法曹人口が増え、管財人名簿に登録する弁護士の数が増えていることから、OJTを通じて、管財事件のノウハウを身に着けていくことが難しくなっている。そこで、裁判所とともに、様々な管財人の処理方法、ノウハウを学ぶことができる機会を設けることで、全体的なスキルアップをはかることができればと考えた。

### 【協議問題】

- 3 近時、複数の金融機関の支援を受け、直前までリスク（暫定リスク）ないし私的債務整理により事業継続、再生を図っていたが、金融機関の支援が打ち切られたり、絞り込まれたりして、事業継続が困難となり、破産、再生の申立てを余儀なくされる企業が散見される。このような類型の事案については、申立代理人は、基本的に早期に事前相談を行うこと、及び事前相談の結果を踏まえて申立代理人と破産管財人候補者（民事再生手続の申立てに切り替わった場合には監督委員候補者）において申立・開始決定直後の対応に関する事項を含め、直接連絡を取り合い、情報・資料の交換を行うことを原則化することは考えられないか。（弁護士会提出）

### 【出題趣旨】

このような事案で、破産申立てがなされたケースで、各地の管財人経験者の集まりで、最近、他庁において、近時の破産申立減少傾向の流れの中で、いわゆる密行形の申立てに慣れておらず、申立代理人において、申立前に受任通知を送付し、事業廃止の手立てが十分に講ぜられず、否認対象となる一部企業取

引が継続したり、財産散逸処分がなされ、破産管財人において苦慮するケースが生じていると聞いている。

当庁における実情は知らないが、昨今では、金融庁、日銀が金融機関による廃業支援を推奨し、これまで暫定リスク等の金融支援を受けて辛うじて事業継続ができていた中小企業が支援の打ち切り、縮小を迫られ、破産を含めた廃業を検討すべき事案が増加している状況下にあることは周知のことであり、そのため、当庁においても今後かかる事案への対応に備えるのが適切なように思われる。そこで、これまで申立代理人の判断で任意に運用されていた事前相談について、上記のような私的整理ないし金融支援先導型の類型の事案に関しては、依頼者から（事実上の）受任後速やかに（少なくとも受任通知を発することなく）裁判所に事前相談することを基本とし、申立前に裁判所及び破産管財人候補者（民事再生手続に切り替わった場合には監督委員候補者）との情報・資料交換を原則化することを対応方法として考えた。このような実務運用が可能であれば、密行型の申立てに慣れていない申立代理人においても、裁判所・破産管財人候補者（又は監督委員候補者）による適切なガイダンスを受け、不適切な申立てを回避し、適正・迅速は申立て及び管財業務等への引継ぎをすることが可能となるし、申立代理人に対する教育効果が期待できる一方、事前相談の対象となる事件を類型化することによって、裁判所に過度な事務負担をもたらさないものと思われる。

#### 【協議問題】

- 4 ベテラン弁護士が管財人を担当した事件で、若手弁護士を管財人代理に付した事案があったところであるが、管財人の育成や、ベテラン弁護士の有する大規模・複雑困難事件における管財業務のノウハウの継承の観点から、上記事案を経験した管財人及び管財人代理経験者から、その実情を紹介いただくとともに、今後、同様の方法を採用するのであれば、どのような事案につき、どのような弁護士を管財人代理候補者の対象とするのが有益であるのか、御意見を伺

いたい。（裁判所提出）

【協議問題】

- 5 涉外法務や知的財産権等専門性の高い分野に関する問題の処理のために、管財人代理が活用された事例があればご紹介いただきたい。事例がない場合、どのような事案において、上記観点からの管財人代理の活用が考えられるかにつき御協議いただきたい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

専門性の高い分野に関する問題を適切に処理するため、当該専門分野に造詣の深い弁護士を管財人代理に選任し活用することは有益と思われる。

【協議問題】

- 6 未経験または経験の少ない破産管財人の有効な育成手段及び裁判所が依頼する担当事件の相当性（裁判所提出）

【出題趣旨】

豊橋支部では、管財事件が多くはないが、管財事件につき未経験または経験の少ない弁護士に、少額管財事件等、困難ではなさそうな事件を依頼し、徐々に複雑な事件の依頼をする等の方法により、育成を試みているところである。

しかし、上記方法により、今後の活躍を期待していた弁護士が、登録後5年程度で所属弁護士会を異動される場合もままあり、管財人としていわゆる中堅程度の弁護士が非常に少ない状況にある。ベテランと若手の二極化が進んだ状況にあるなかで、中程度の難易度の事件を、どの弁護士に依頼するかの判断に悩むことも多い。

そこで、出席されている管財人が認識する有効な育成手段などを紹介してもらうとともに、担当事件の難易度につき、負担の軽重があった事例をご紹介いただくなどして、裁判所が共通認識を再確認する機会とする。

【協議問題】

- 7 破産管財人や監督委員が、債権者や倒産情報サービス会社の要望により、事

件の状況等に関する説明ないし書面交付に応じることの可否と範囲につき協議したい。また、破産、再生事件について、第三債務者への謄写を許可しているかどうかの実情を伺いたい。（弁護士会提出）

#### 【出題趣旨】

破産管財人及び監督委員は善管注意義務を負い、また、必要もなく債務者に関する情報を第三者に与えるべきではないが、債権者は利害関係人として裁判所に対する謄写請求により情報の取得が可能との実情もある。債権者に対する説明責任の観点では、破産管財人と監督委員とでは職務性にも差異があると考えられることもあり、それぞれの立場で情報供与が可能な範囲を明確化しておくことが望ましいと考えた。

#### 【協議問題】

- 8 破産管財人が、利害関係人又は第三者に対し、破産者等の個人情報秘することによって、管財業務に支障をきたすことはあるか、御教示いただきたい。（裁判所提出）

#### 【出題趣旨】

秘匿の措置がとられた事件については、原則として、裁判所はその秘匿箇所の閲覧・謄写を許可しないこととなる。また、破産管財人においては破産事件記録とほぼ同内容の書類を持っており、破産管財人も秘匿情報の取扱いについて留意をしていただくこととなる。秘匿の措置は、破産手続において、意図せず秘匿情報を流出させることにより、秘匿希望者の名誉や生活の平穏が著しく害されたり、身体や財産への危害が加えられたりするおそれを生じさせないようにするためのものであり、実効性を持たせるためには、裁判所と管財人との間の連携が重要であって、裁判所においては、適正な秘匿情報の取扱いのため、破産管財人が、利害関係人又は第三者に対して破産者等の個人情報を知らせるのはどのような場合かを知っておくことは有益である。そこで、利害関係人又は第三者に対し、破産者等の個人情報を知らせるのはどのような場合か、さら

に、当該個人情報秘することが困難な場面としてどのような状況が考えられるかをご教示いただき、秘匿の措置をとる際の参考にしたいと考え出題した。

【協議問題】

- 9 裁判所においては、昨年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領が定められ、裁判官を含む裁判所職員が事務を行うに当たり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることなく、また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に合理的な配慮を行うことが求められているが、このような観点から、破産者や破産債権者が身体障害等を有する場合における、適切かつ合理的な配慮を実践するために必要な管財人・申立代理人との情報共有の在り方について意見交換したい。

また、集会期日における債権者等による加害行為が想定される事案において、危機管理等の観点から、裁判所と管財人・申立代理人との連携はいかにあるべきか、実例等を紹介いただきながら意見交換したい。（裁判所提出）

【協議問題】

- 10 A社は、Y協同組合の組合員であったが、平成27年11月××日破産手続開始決定を受けた。Y協同組合は、平成28年5月××日開催の通常総会でA社の脱退を決議した。そこで、破産管財人Xは、Y協同組合に対し、出資金（300万円）の払戻しを求めた。

ところで、A社は、相当以前に、B社との間でリース契約を締結していた。Y協同組合は、B社との間で、A社のリース債務についての連帯保証契約を締結していたことから、平成28年4月××日、リース債務の全部（100万円）を代位弁済し、B社とY協同組合は、B社の破産債権の届出名義人をY協同組合に変更した。

そして、Y協同組合は、平成28年6月××日、破産管財人Xに対し、保証人として取得した求償権と出資金払戻債務とを対当額で相殺する旨を通知した。破産管財人Xは、Y協同組合による相殺を認めてよいか。（弁護士会提出）

### 【出題趣旨】

破産法には、相殺に関する各種の規定があり（破産法67条ないし73条，102条），破産管財人は、さまざまな場面で、相殺の可否に悩むことが多い。

そこで、上記事案を題材として、相殺について、破産管財人として注意すべき点を協議していただきたい。

### 【協議問題】

- 1 1 同時廃止にて申し立てられた後に管財移行した事件について、不足廃止で終了したのか配当して終結したのか。最近の統計データにより大まかな傾向を説明してほしい。

また、管財移行後、配当して終結した事件については、どのようなポイントで配当に至ったのか。裁判所よりご説明いただいた上で意見交換したい。（弁護士会提出）

### 【出題趣旨】

管財移行した事件について、後に配当して終結したということは、同時廃止の申立てをそのまま受け付けていれば、債権者は配当を受ける機会を逸する結果に陥っていたということになる。管財移行後の事件の帰趨の統計データ及びそのような事件の特徴について裁判所・弁護士が情報共有することで、弁護士においては、破産事件の申立時点における同時廃止申立てが許容される案件か否かについての適切な調査・選択，裁判所においては、管財移行についての適切な判断に資すると考えた。

管財人等協議会協議問題（H29.2.15 開催）

1 管財人事件数等のデータについて

- (1) 2015年度と2016年度の本庁、支部毎の破産手続申立件数及び管財事件数（管財事件となる割合）を教示願いたい。
- (2) 弁護士登録何年目から破産管財人に選任をしているか、現状を教示願いたい。  
また、本庁、各支部で同じか、違いがあるか、教示願いたい。
- (3) 2015年度と2016年度の、同一弁護士への最多選任件数は何件か、教示願いたい。

（趣旨・理由）

破産管財人選任数自体が減少していることも一因かもしれないが、裁判所から最近選任されていないとの会員の声があることから、管内の破産手続申立件数や、そのうち管財事件となる割合、破産管財人の選任基準、同一弁護士への最多選任件数などの傾向を把握する必要がある。

（弁護士会提出）

2 下記の場合の自己破産申立段階における申立代理人の準備の在り方や留意事項についてお伺いしたい。

記

- ① 支払停止から時間を置かず申立てをする場合
- ② 支払停止から申立てまで時間を要する場合

（趣旨・理由）

破産事件処理においては、裁判所、破産管財人及び申立代理人との間で、認識を共有しておく必要があると思われるので、申立代理人が申立段階で行

った業務（財産保全や各種契約関係の処理等）により開始決定後の管財業務が適正かつ迅速に進められた事例，逆に，開始決定後の管財業務に支障が出た事例等があればご紹介いただき，今後の事件処理に役立てたい。

（参考文献等）

- ① 全国倒産処理弁護士ネットワーク編「破産実務Q & A 200問」31頁，35頁以下
- ② 中山孝雄・金澤秀樹編「破産管財の手引（第2版）」20頁，25頁
- ③ 大阪地方裁判所・大阪弁護士会破産管財運用検討プロジェクトチーム編「新版 破産管財手続の運用と書式」18頁
- ③ 森純子他編「はい6民です お答えします（倒産実務Q & A）」69頁，72頁

（本庁提出）

- 3 申立代理人と破産管財人の役割分担について，破産管財人として，申立代理人に必ず調査してもらいたい事項があれば，お伺いしたい。

（趣旨・理由）

破産申立てがあった場合，書面等の不足により補正依頼を行い，提出を待って破産手続開始決定を行うことがあるが，そうすると申立から開始決定まで，時間がかかることが多々ある。この時間を短縮させるために，完全に補正が終わる前に開始決定を行うことが考えられるが，開始決定前までに，破産管財人として最低限提出しておいてもらいたい書面等があれば，お伺いしたい。

（四日市支部提出）

- 4 管財事件となる破産申立があった際に，「予納金は官報費用（ないしは官報費用及び数万円程度）しか用意できない。ただし，換価可能な財産が一定程

度あるため、管財人の報酬はそこから確保されたい。」との上申がなされることがある。

このような場合に、管財人候補者の方に管財人受任の依頼をさせていただくことについて、ご意見を伺いたい。

(趣旨・理由)

当支部では、少額予納管財手続きの申立てに際し、申立代理人に予納金の工面を依頼し、その見込みが立ってから管財人候補者の方に管財人受任の依頼をしているが、場合によっては、官報費用（ないしは官報費用及び数万円程度）の予納のみで管財人受任の依頼をさせていただいても構わないのか疑問に感じたため。

(伊賀支部提出)

## 5 破産者名義の自動車の換価等の実情について御紹介いただきたい。

- (1) 自動車の所在が不明の場合の処理
- (2) 軽自動車の処理
- (3) 複数台数を保有する場合の処理
- (4) 割賦販売された所有権留保自動車の処理

(趣旨・理由)

(1) 自動車の換価について、破産者やそれ以外の者が自動車を使用している場合であれば、すみやかにその者への売却や自由財産の拡張、財団からの放棄の判断をすべきと思われるが、自動車使用者と連絡がとれない場合などに交通事故による運行供用者責任の負担を避けるため、廃車手続や放棄手続をされる際に留意されている点があれば伺いたい。

(2)(3) 当庁では、地域的特性からか、査定評価の必要がない軽自動車が予想以上に高額取引されたり、また、破産者が保有する複数の自動車につき自由財産拡張申立がなされることがある。このような現状について御意見等

があれば伺いたい。

- (4) 信販会社，販売会社，購入者の三者間契約による自動車売買の事案における処理例，工夫例があれば御紹介いただきたい。

(参考文献等)

- ① 全国倒産処理弁護士ネットワーク編「破産実務Q & A 200問」56頁，58頁，143頁
- ② 大阪地方裁判所・大阪弁護士会破産管財運用検討プロジェクトチーム編「新版 破産管財手続の運用と書式」74頁，86頁，140頁
- ③ 中山孝雄・金澤秀樹編「破産管財の手引（第2版）」140頁，220頁
- ④ 野村剛司他編「破産管財実践マニュアル（第2版）」107頁
- ④ 森純子他編「はい6民です お答えします（倒産実務Q & A）」202頁

(本庁提出)

## 6 相続人の破産について

### (1) ① 特別受益

- a 被相続人の子の破産において，被相続人の援助（貸金）の取扱い。
- b 貸金であるが回収不能となった場合は，「贈与」と同じ扱いか。

### ② 寄与分

### ③ 一部分割

は，どこまで何を調査すべきか（単純に相続分のみでよいか。）。

例えば，③において，不動産が残っていて預金，有価証券のうち，子（破産者）が有価証券を取得して破産財団が残っていた場合，他の相続人が取得した預金の範囲をどこまで調査する必要があるか。

### (2) 相続財産の調査はどこまでするのか。

- i) 相続税申告書，遺産分割協議書等がある場合
- ii) 相続税申告書，遺産分割協議書等がない場合

ア 不動産

- ① 不動産がある場合は、名寄帳までか。
- ② 不動産がない旨の主張であれば、名寄帳の請求は不要か。

イ 預金

ウ 相続発生の時期等による基準（例えば「直近の場合は詳しく」等）があるか。

- (3) 遺産分割協議が成立していて登記未了と認定できる場合、破産管財人の第三者性を主張して、いわゆる「相続と登記」で破産管財人が優先してよいか。
- (4) 遺産たる貸金債権の回収可能性が高い場合に、他の相続人に先行して、折衷説のように運用せずに、分割債権として取立てをしてよいか。

(弁護士会提出)

- 7 管財業務の標準的なスケジュールに関する御意見や工夫例などがあればお伺いしたい。

(本庁提出)

- 8 債権者集会準備のための各種書面は、極力、集会の1週間前までの提出に御協力いただきたい。

(趣旨・理由)

殆どの破産管財人の方には、余裕をもって書面を提出していただいているが、中には集会直前に提出される場合もある。内容に特に問題なく、集会が進行されるような場合はともかく、例えば、事前に破産管財人と裁判所で進行の打合せをすべきものや、報酬決定の上申書も併せて提出され、当該集会で破産廃止予定のものについても直前に提出される（後者の事例については、報酬決定後、集会までに任務終了の計算報告書の提出が要る。なお、この書面の提出期限につき、破産法88条5項参照。）と、円滑な手続進行が図れな

くなる可能性がある。

(松阪支部提出)

(別紙)

岐阜地方裁判所

【協議問題 1】

- 1 次の各場合において、債権調査をする際の留意点について
  - (1) 根保証人である破産者に対する保証債務履行請求権について
    - ア 元金、利息及び損害金の合計が極度額を超える場合
    - イ 複数の破産債権の届出があり、合計が極度額を超える場合
    - ウ 劣後債権が未確定であって、将来極度額を超えることが見込まれる場合
  - (2) 破産者の親族や破産会社の役員から債権届出がなされた場合
  - (3) 破産手続中に他の全部義務者から一部弁済がなされた場合
- 2 リース料債権に対する債権調査の方法について
- 3 手形債権に対する債権調査の方法（調査時に手形の呈示を受ける必要があるか。）について

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

破産債権は債権調査により確定し、確定した事項についての破産債権者表の記載は確定判決と同一の効力を有することから、破産管財人にとって債権調査は慎重に進めるべき重要な作業であるところ、破産管財人の対応が分かれそうな上記の各場合における留意点を確認し、認識を共有したい。

【協議問題 2】

- 1 公租公課の弁済に際し、破産管財人は、公租公課庁と延滞金の減免交渉を行うべきか。また、減免手続きの実情はどうか。
- 2 公租公課庁が、破産手続に先行して破産者の不動産に滞納処分を行っていたところ、それが無剰余となった場合に破産管財人がとるべき対応等について
- 3 破産者が、破産手続中に新得財産から財団債権に該当する債権の弁済をした

場合、破産者に対して破産財団から当該弁済相当額を返還することの可否について

(弁護士会提出)

**【出題趣旨】**

多くの破産事件では公租公課庁の有する公租公課債権が存在し、その多くが財団債権であることから、かかる公租公課債権を適切に取り扱うため、破産管財人が遭遇することが少なくない上記の各場面において、破産管財人が考慮すべき要素、取るべき対応について協議したい。

**【協議問題 3】**

支部における破産管財人候補者の育成に関してどのような課題があり、その対応策としてどのようなものが考えられるか。

(裁判所提出)

**【出題趣旨】**

支部における破産管財人候補者の育成に関する課題と対応策について検討するにあたり、的確かつ充実した検討とするために本庁管内や各支部管内における現状や課題を確認し、参考としたい。

(別紙)

福井地方裁判所

**【協議問題】**

1 管財事件の進行管理における管財人と裁判所との連携の在り方について（裁判所提出）

**【出題趣旨】**

現状では、管財人が管財事務に着手後、第1回債権者集会までの間、管財人から管財事務について相談等がない限り、裁判所が手続進行状況や進行阻害要因を確認する機会がない。早い段階で書記官が進行状況等を確認し、裁判官と認識を共有した上、管財人と裁判所との間で対応策や進行方針等を検討することにより、第1回の債権者集会の充実及び事件の円滑な進行が見込められるが、そのための具体的方策（進行確認の時期、方法、対象とすべき事件等）につき協議したい。

**【協議問題】**

2 破産手続における個人情報の適切な管理について（裁判所提出）

**【出題趣旨】**

近時、個人情報の適切な管理が大きな社会的問題となっており、破産事件を処理する上でも、個人情報を適切に管理することは必須である。破産手続開始の申立てにおいては、マイナンバー記載書面等を提出することのないよう協力をお願いしているところであるが、事件進行中に提出される書面等に記載された個人情報の取扱いについては必ずしも明確になっていない。

そこで、適正な手続とのバランスを踏まえた上で、裁判所、管財人それぞれの立場から、対象となる個人情報の種類に応じた適切な管理方法について、実際の工夫例も紹介いただきつつ協議したい。

**【協議問題】**

3 破産管財事件が終了（廃止・終結）した後の、当該事件に関する破産管財人

による活動（残務処理）の内容，実情について議論したい。（弁護士会提出）

例：破産会社名義車両の所有権解除

新たに発見された財産に関する対応

放棄した不動産に関する対応など

**【出題趣旨】**

破産事件が終了した後も，管財人は様々な残務処理に関わっている。

特に車両の名義変更や不動産の処理に関しては，清算人が選任されるケースも多く，誰が清算人に就任するのかを含め処理方法は定まっていない。

そこで，管財人の残務処理の実情を議論することで，今後の手続処理の参考としたい。

**【協議問題】**

4 相続財産破産の件数，処理の実情及び問題点について，以下の場合に分けて，協議したい。

（１）相続財産に対して破産申立てがされる場合

（２）破産者が死亡し，相続財産について破産手続が続行される場合

**【出題趣旨】**

相続財産破産については，それほど件数はないが，手続処理の特殊性もあり，今後も一定数生じる問題であることから，上記（１）と（２）の場合に分けて，相続財産破産の手続について，理解を深めておきたい。

【協議問題】

第1問

開始決定後の管財業務を見据えた申立段階における代理人の準備事項について、これまでに破産管財人として不要と思われた事項及び不足していた事項について、紹介していただきたい。

【出題理由】

破産手続開始の申立てから開始決定までの期間の短縮化や、開始決定後早期の段階で事件処理の方針や必要な処理期間を見極め、適切な進行管理を行う必要があるところ、これまで破産管財人として申立代理人の準備事項として不要と思われた事項及び不足していたと思われた事項があれば、具体例を御紹介いただき、在るべき申立代理人の準備事項について協議したい。

(裁判所)

第2問

破産管財人代理が選任されることがあるが、破産管財人と破産管財人代理との連携状況で参考となる事例があれば紹介していただきたい。

また、今後の破産管財大型事件、複雑・困難事件に対応できる中堅破産管財人候補者の育成の観点から、有用な事例があれば、紹介していただきたい。

【出題理由】

破産管財大型事件や複雑・困難な事件においては、管財業務が多岐にわたるため、破産管財人代理選任を許可して、破産管財人の職務権限に属する事項全般について破産管財人と緊密に連絡・連携して管財業務を行っていただいているところであるが、破産管財人と破産管財人代理との事務の分担や両者間の連携、さらには、複雑・困難事件に対応できる中堅破産管財人候補者の育成の観点から、有用な事例があれば、お伺いしたい。

(裁判所)

### 第3問

破産手続における個人情報の適切な管理に関し、これまで破産申立てや破産管財業務に際し、債務者の住所等の秘匿が必要となった事例や対応された際の工夫例等があれば、御紹介いただきたい。

#### 【出題理由】

近時、国民の個人情報に対する権利意識の高まりにより、個人情報の適切な管理は裁判所内外を問わず大きな社会的問題となっているところ、破産事件を処理する上でも個人情報の適切な管理が必須である。個人情報が流出してしまうと、当事者の身体・財産に危機が及ぶだけでなく、裁判所や破産管財人の信用や責任にも関わる重大な問題が生じる。これまで破産申立てに際し、債務者の住所等の秘匿が必要となった事例があれば御紹介いただき、秘匿情報の流出防止と法律で規律されている債権者等の権利のバランスを考慮した上で秘匿すべき情報をどのように取り扱うべきかについて、申立代理人や破産管財人として実際に対応された際の工夫例等があれば、御紹介いただきたい。

(裁判所)

### 第4問

破産手続における個人情報の適切な管理に関し、個人情報を含む手続関係資料について、事件終了後、破産者代理人又は破産管財人としてどのように保存し、どの時期にどのように廃棄されているのかお伺いしたい。

#### 【出題理由】

昨年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、破産管財人において、手続関係者のマイナンバーに接する機会が増えるものと思われ、事務処理を行うに当たって留意されている点等を確認したい。さらに、これらに関連して、個人情報を含む手続関係資料について、

事件終了後、破産管財人がどのように保存し、どの時期にどのように廃棄すべきかについても確認したい。

(裁判所)

## 第5問

集会前面談の在り方について

### 【出題理由】

近年、集会前面談が形骸化しており、面談が行われるケースも減少している印象である。そこで、集会前面談も含めて、破産管財人と裁判所とがきちんとコミュニケーションをとるためにどうすべきか。また、それを踏まえて集会前面談はどのように位置づけるべきかについて協議したい。

(弁護士会)

## 第6問

免責調査型の少額管財事件における破産管財人の役割について

### 【出題理由】

免責調査型の少額管財事件における破産管財人の役割、特に免責に関して問題がある場合において、破産管財人はどのような業務を行うべきか。また、裁判所とどのように連携していくべきかについては、様々な考え方がある。そこで、その点をどのように考えるべきかについて協議したい。

(弁護士会)

## 第7問

使用人兼務役員の未払報酬について

### 【出題理由】

破産会社の元役員が、「使用人兼務役員である」として、未払報酬のうち一部

が財団債権に該当すると主張した場合、いかに判断すべきか。

判断基準としては、①経営への関与の度合い、②労働内容、③報酬額の相当性等が考えられるが、具体的に使用人兼務役員であることを認めた事例があれば伺いたい。

(弁護士会)

## 第8問

少額配当の扱いについて

### 【出題理由】

破産管財人は、少額配当の受領意思の届出をしなかった破産債権者については配当をせず、他の破産債権者に対して当該配当額の配当をしなければならないとされているところ（破産法201条5項、205条、215条2項）、これらの規定に従って処理する場合、当該配当額を他の破産債権者に割り付けるという事務作業が増加することになる。当該配当額が少額なこともあり、他の破産債権者に割り付けること自体が困難な上、再度配当に関する配当表も付けなければならず、配当通知書も上記の点を含めて記載する必要がある。

少額配当の受領意思の届出をしなかった破産債権者に対しては、その受領を促すなどの方法も考えられるが、会社の方針で受領しないと断られた場合、どうしても上記の問題が発生する。

東京地裁破産再生部では、破産債権届出書用紙にあらかじめ不動文字で少額配当の受領意思がある旨の記載がされ、届出債権者においてこれを削除する等して受領意思がない旨を示さない限り、受領意思があるものとして取り扱っているようであるが、御庁においても上記取扱いにつき御検討いただきたい。

(弁護士会)

【協議問題】

1 破産手続の本人申立（司法書士による書類作成を含む）について

- （１） 破産申立人が，送達を受けるべき場所として司法書士事務所等を届け出ることを裁判所が認めることは，司法書士等による非弁活動を容認することになりかねないので，慎重になされたい。
- （２） 本人申立事件は，原則として全件管財事件とするべきではないか。

（弁護士会提出）

【協議問題】

2 自動車保険の取り扱いについて

自動車保険（任意保険）も原則として破産財団に属し，保険料を年払いで一括して支払っている場合など破産手続開始決定時に解約返戻金があるときには，破産管財人は，自動車保険を解約するか，破産者に破産手続開始決定時の解約返戻金相当額を財団に組み入れてもらい，財団から放棄するなどして換価することとなる。

この点，破産者が破産手続開始決定後も自動車を保有する場合で，かつ，破産者が自動車保険（任意保険）の解約返戻金相当額を財団に組み入れることができない場合，被害者は十分な損害の賠償が受けられないことになってしまう。

そこで，交通事故被害者保護の観点から，自動車保険については，その財産価値を認めない運用や，自由財産拡張の範囲を超えていたとしてもその拡張を認めるなど，柔軟に対応することも考えられるが，裁判所の見解を伺いたい。

（弁護士会提出）

【協議問題】

- 3 破産管財人が、担保権が設定されている不動産を任意売却したときの財団組入額は、破産財団確保の観点から、最低でも売却代金の5%を確保するよう徹底されたい。

【出題趣旨】

不動産の任意売却について別除権者と交渉していると、財団組入額は売却代金の2%や3%でないと任意売却（抵当権抹消）に応じないと言う強気な別除権者がいる。管財事件における不動産任意売却では、売却後の明渡しも含めて管財人がかなり積極的に関与しており、管財人の貢献度は大きいと考えられる。（弁護士会提出）

【協議問題】

4 申立代理人のスキルアップの方策について

【出題趣旨】

近時の破産事件処理においては、申立代理人と破産管財人との連携が重要視されており、適正かつ迅速な事件処理を行うには破産管財人の育成とともに申立代理人のスキルアップが必須であり、その方策について検討したい。

(裁判所提出)

【協議問題】

5 破産事件における適切な情報管理の在り方について

- (1) 破産管財人として個人情報管理でどのような点に留意しているか。
- (2) 債権者からの電話照会については、どの程度の情報を提供しているか。
- (3) 個人情報を含む手続関係資料について、事件終了後、破産管財人がどのように保存し、どの時期にどのように廃棄しているか。

【出題趣旨】

国民の個人情報に対する権利意識の高まりにより、事件処理をする上で、個人情報を適切に管理することが求められている。その一方で、法律で規律されている債権者等の権利の保障も必要とされているところであり、両者のバランスを考慮した上で情報をどのように取り扱うべきか、どのような対処が必要となるか伺いたい。(裁判所提出)